

公益社団法人真庭市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人真庭市シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県真庭市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、岡山県内において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者（以下「会員」という。）を構成員とする。

(1) 真庭市に居住する原則として60歳以上の者。

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

2 前項の会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、そ

の資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 真庭市に居住しなくなったとき。
- (3) 会員全員の同意があったとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は、その請求の日から6

週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、理事長は総会開催日の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、当該総会に出席した会員の中から選出するものとし、選出まで又は選出されない場合には、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項の規定によるほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときま

でとし、増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。

- 3 理事又は監事は、第 21 条第 1 項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等及び費用弁償)

第 27 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(理事取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除)

第 29 条 法人法第 111 条第 1 項に規定する役員の損害賠償責任については、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに岡山県知事に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項の書類（定款を除く）は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に岡山県知事に提出しなければならない。

(公益充実資金残額の算定)

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益充実資金残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、岡山県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく岡山県知事に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的充実資金の贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員については、理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は渡辺洋一、副理事長は吉永圭毅、常務理事は伊井邦雄とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年5月25日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この定款は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。